

手話通訳者の派遣

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課
浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内
TEL 823-9556 FAX 823-9555

聴覚に障害のある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続き・相談等、必要に応じて手話通訳者を派遣します。

◆受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
土曜日 午前8時30分～午後0時30分
(祝日・休日を除く)

◆派遣時間

午前8時～午後9時
※左記の受付及び派遣時間外でも、119番通報時に手話通訳者の要請があった場合、搬送先の医療機関へ手話通訳者を派遣します。

要約筆記者の派遣

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課
浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内
TEL 823-9556 FAX 823-9555

聴覚に障害のある方のコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、各種手続き、相談等、必要に応じて要約筆記者を派遣します。

◆受付時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
土曜日 午前8時30分～午後0時30分
(祝日・休日を除く)

◆派遣時間

午前8時～午後9時

盲ろう者向け通訳・介助員の派遣

〈窓口〉特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会 派遣事業担当
浦和区大原 3-10-1 埼玉県障害者交流センター内
TEL 823-7080 FAX 823-7080 Eメール haken.saitama-db@r9.dion.ne.jp

視覚と聴覚の両方に障害のある方の社会生活におけるコミュニケーションを保障し、社会参加の促進を図るため、通訳・介助員を派遣します。

◆受付時間

火曜日～金曜日 午前9時30分～午後4時30分 (祝日・休日、8月13日～16日、12月28日～1月3日を除く)

視覚障害者情報提供事業

〈窓口〉さいたま市社会福祉協議会 地域福祉課
浦和区常盤 9-30-22 浦和ふれあい館内
TEL 834-3133 FAX 835-1222

視覚に障害のある方の社会参加の一助として、日常生活に必要な情報を点訳、または音訳により提供します。

市立図書館の対面朗読サービス

視覚に障害がある方などに、次の図書館で対面朗読を行っています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	TEL 832-2321	FAX 832-2324
さいたま市立東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	TEL 875-9977	FAX 875-9687
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立大宮西部図書館	北区櫛引町 2-499-1	TEL 664-4946	FAX 667-7715
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100
さいたま市立桜図書館	桜区道場 4-3-1	TEL 858-9090	FAX 858-9091
さいたま市立武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	TEL 844-7210	FAX 844-7207

点字・録音図書貸し出し

視覚に障害がある方などに、次の図書館で点字図書、デージー図書等の郵送貸出の申込みを受け付けています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100

資料宅配サービス

心身等の障害により図書館への来館が困難な方に、次の図書館で資料の宅配貸出を行っています。

さいたま市立中央図書館	浦和区東高砂町 11-1	TEL 871-2100	FAX 884-5500
さいたま市立北浦和図書館	浦和区北浦和 1-4-2	TEL 832-2321	FAX 832-2324
さいたま市立東浦和図書館	緑区中尾 1440-8	TEL 875-9977	FAX 875-9687
さいたま市立大宮図書館	大宮区吉敷町 1-124-1	TEL 643-3701	FAX 648-8460
さいたま市立大宮西部図書館	北区櫛引町 2-499-1	TEL 664-4946	FAX 667-7715
さいたま市立春野図書館	見沼区春野 2-12-1	TEL 687-8301	FAX 687-8306
さいたま市立与野図書館	中央区下落合 5-11-11	TEL 853-7816	FAX 857-1946
さいたま市立岩槻図書館	岩槻区本町 4-2-25	TEL 757-2523	FAX 758-5100
さいたま市立桜図書館	桜区道場 4-3-1	TEL 858-9090	FAX 858-9091
さいたま市立北図書館	北区宮原町 1-852-1	TEL 669-6111	FAX 669-6115
さいたま市立武蔵浦和図書館	南区別所 7-20-1	TEL 844-7210	FAX 844-7207

点字図書館

〈窓口〉 埼玉点字図書館 大宮区大成町 1-465
TEL 652-4824 FAX 652-9795

点字図書館では、視覚障害者の方、視覚による表現の認識が困難な方に、来館または郵送による点字・録音図書（雑誌）の貸し出しのほか、サピエ図書館やデージー再生機等の紹介や利用支援、対面朗読、情報機器の講習会、中途障害の方の点字習得支援を行っています。ロービジョンの方への情報充実のため、拡大読書器の展示やテキストデージー資料の制作・提供も行っていきます。

「市議会だよりさいたま」 テープ版・デージー版・点字版

〈窓口〉 議会局 秘書総務課 TEL 829-1748 FAX 829-1984

視覚に障害がある方などで、希望される方に対し、「市議会だよりさいたま」のテープ版・デージー版・点字版を送付しています。

市議会テレビ広報番組「ようこそさいたま市議会へ」

〈窓口〉 議会局 秘書総務課 TEL 829-1748 FAX 829-1984

市議会の活動やお知らせ等をテレビ埼玉で毎定例会後（年4回）に放送しています。番組では、聴覚に障害がある方にも、より理解していただけるように、手話通訳を画面に入れてしています。

放送日時は「市議会ホームページ」や「市議会だよりさいたま」でお知らせしているほか、放送後は市議会ホームページで動画配信を行っています。

◇インターネットホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/gikai/>

「市報さいたま」 テープ版・デージー版・点字版

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1039 FAX 829-1018

視覚に障害がある方などで、希望される方に対し、「市報さいたま」のテープ版・デージー版・点字版を送付しています。

テレビ広報番組「のびのびシティ さいたま市」

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1039 FAX 829-1018

市のイベントやお知らせ等をテレビ埼玉で放送しています。番組では、聴覚に障害がある方にも、より理解していただけるように、手話通訳を画面に入れてしています。

◇放送時間

毎週日曜日（第5週を除く）の午前10時45分～11時（第2・4週は前週の再放送です。）

さいたま市ホームページ

〈窓口〉 広報課 TEL 829-1017 FAX 829-1018

市では、インターネット上でホームページを開設し、市からのお知らせや行政サービス、イベントなど幅広い情報を発信しています。視覚に障害がある方などにも利用しやすいホームページとなるよう、音声読み上げソフトの使用等も考慮のうえ、作成しています。

◇インターネットホームページアドレス

<https://www.city.saitama.lg.jp/>

青い鳥郵便葉書（通常郵便はがきの配布）

〈窓口〉 お近くの郵便局

日本郵便株式会社では、重度の身体障害（1・2級）または重度の知的障害（療育手帳[Ⓐ]・A）のある方で、4月1日から5月31日までに受付した希望者に青い鳥郵便葉書を無料で配布しています。

電話お願い手帳

〈窓口〉 NTT 東日本

NTT東日本では、耳や言葉の不自由な方のコミュニケーション支援ツールとして、「電話お願い手帳 Web版／アプリ版」を提供しております。

◇インターネットホームページアドレス

NTT 東日本：<https://www.ntt-east.co.jp/sustainability/denwaonegai>

郵便等による不在者投票

〈窓口〉各区役所総務課 選挙・統計係

西区役所 総務課 TEL 620-2614 FAX 620-2760 桜区役所 総務課 TEL 856-6124 FAX 856-6270
 北区役所 総務課 TEL 669-6014 FAX 669-6160 浦和区役所 総務課 TEL 829-6018 FAX 829-6233
 大宮区役所 総務課 TEL 646-3014 FAX 646-3160 南区役所 総務課 TEL 844-7124 FAX 844-7270
 見沼区役所 総務課 TEL 681-6014 FAX 681-6160 緑区役所 総務課 TEL 712-1124 FAX 712-1270
 中央区役所 総務課 TEL 840-6014 FAX 840-6160 岩槻区役所 総務課 TEL 790-0116 FAX 790-0260

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方や、介護保険法上の要介護者の方で、次の要件（法令等の改正により変更される場合があります。）に該当する方は、選挙の際に自宅などから郵便等により投票することができます。詳しくは各区役所総務課にお問い合わせください。

◆身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
両下肢、体幹	1級・2級	特別項症～第2項症
移動機能	1級・2級	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級	特別項症～第3項症
免疫	1級・2級・3級	—
肝臓	1級・2級・3級	特別項症～第3項症

◆介護保険法上の要介護者の方

介護保険被保険者証（要介護状態区分）	要介護5
--------------------	------

◇代理記載制度

郵便等による不在者投票の要件に該当する方のうち、更に「自ら投票の記載をすることができない方」で、次の要件にも該当する方は、届出により代理記載による投票ができます。

障害区分	手帳の種類	
	身体障害者手帳（記載等級）	戦傷病者手帳（記載等級）
上肢、視覚	1級	特別項症～第2項症

点字投票

投票所には、点字投票用の投票用紙や点字器が用意してあり、点字での投票もできるようになっています。目の不自由な方で点字投票を希望される方は、投票所の係員にその旨をお伝えください。

代理投票

代理投票は、投票用紙に文字を記入できない選挙人のための制度です。投票管理者に申請すると、補助者2名が定められ、その1人が選挙人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人が、指示どおりかどうか確認します。投票の秘密は守られますのでご安心ください。

選挙人の介助等を行う方（付添人）の投票所への入場について

障害のある方などで介助が必要な場合は、付添人も一緒に投票所に入場することができます。

ただし、選挙人に代わって付添人が投票用紙に記載することはできません（自書できない場合は代理投票をご利用ください）。

障害者スポーツ教室

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

スポーツ活動を通じて、障害のある方の社会参加の促進、健康の増進を図ることを目的として、各種スポーツ教室を開催します。(種目は変更される場合があります)

種 目	対 象
サッカー、バスケットボール、車いすバスケットボール、ボッチャ、フライングディスク、ボウリング、一般卓球、陸上、水泳、野球、卓球バレー	身体、知的、精神障害のある方
バレーボール	知的、精神障害のある方

※開催時期は、毎年6月～3月頃(詳細は市報及びホームページに掲載します)

全国障害者スポーツ大会

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

障害のある方が、障害者スポーツの全国的な祭典であるこの大会に参加し、競技等を通じ、スポーツの楽しさを体験するとともに、障害に対する理解を深め、障害のある方の社会参加の推進に寄与することを目的として、毎年、秋季国民スポーツ大会(旧国民体育大会)開催都道府県で、全国障害者スポーツ大会が開催されています。

◇実施種目(個人)

陸上競技(身・知)、水泳(身・知)、アーチェリー(身)、卓球(身・知・精)(サウンドテーブルテニス(身)を含む)、フライングディスク(身・知)、ボウリング(知)、ボッチャ(身)

◇実施種目(団体)

バスケットボール(知)、車いすバスケットボール(身)、ソフトボール(知)、グランドソフトボール(身)、バレーボール(身・知・精)、サッカー(知)、フットソフトボール(知)

※身…身体障害のある方、知…知的障害のある方、精…精神障害のある方が参加できる種目

彩の国ふれあいピック

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

埼玉県では、スポーツを通じて、障害のある方の体力の維持、増進等を図るとともに、社会参加を促進し、障害及び障害のある方に対する理解と、障害者スポーツの普及を図ることを目的に、春季大会、秋季大会、球技大会の3大会を開催しています。春季大会は、全国障害者スポーツ大会の個人競技の予選を兼ねて開催されます。

心の輪を広げる障害者理解促進事業

〈窓口〉 障害政策課 TEL 829-1306 FAX 829-1981

内閣府の主催により、障害のあるなしにかかわらず、誰もが能力を発揮し、安心して生活できる社会をつくり、障害のある方に対する理解の促進を図るため、「心の輪を広げる体験作文」及び「障害者週間のポスター」を公募するものです。